

三笠市地域おこし協力隊募集 (専門員部門 三笠ジオパーク業務)

【募集期間】 令和 2 年 4 月 1 日 (水) ~採用者が決定した場合、募集を終了します。

【募集部門】 専門員部門 (三笠ジオパーク業務)

【募集人員】 若干名

【業務概要】

・三笠ジオパークを中心とした自然地理・人文地理についての専門的知識を活用した
保護保全教育・観光等を促進するための業務

- ① ジオサイトカルテ整備及び新たなジオサイトの選定調査等に関する活動
- ② 有形無形文化に関する資料の収集整理と保護保全に関する活動
- ③ 地域の学力向上 (学校教育・社会教育等) のための支援活動
- ④ 専門的知識を活用したジオガイドの実践及びジオガイドの養成活動
- ⑤ 地域資源を活用したツーリズム開発・実施
- ⑥ 市民に対するジオパークの各種普及啓発活動
- ⑦ ジオパークの推進に係る情報発信・資料・読本・看板案内・チラシ・ポスター等の作成
- ⑧ 講演会及び研修会、各種イベント等でのジオパーク推進の普及活動
- ⑨ その他ジオパーク活動の推進と地域振興・地域活性化につながる活動

【募集対象】

- ① 3 大都市圏の都市地域又は地方都市 (条件不利地域を除く) にお住まいの方 (住民票を有する方) で採用後、三笠市に住民票と生活の拠点を移すことができる方
- ② 地質地形についての専門的知識を持ち、地質学、古生物学、岩石学、地理学等を専攻・研究した人で、これらの分野に係る大学院修士課程修了以上の学歴を有するもの、または上記と同等の知識を有する人 (研究機関・博物館等において実務経験を有するもの)
- ③ 普通自動車免許を有しており、日常の運転に支障のない方
- ④ パソコン (ワード、エクセル、インターネット) の基本的な操作ができる方
- ⑤ 活動期間終了後、三笠市で就業又は起業して定住する意欲のある方
- ⑥ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方

【勤務時間】

- ① 原則、一日の所定労働時間は休憩時間を除き 7 時間 30 分、一週の労働時間は、一月を平均して 37 時間 30 分の変形労働時間とします。

- ② 標準的には始業時間 8 時 45 分、終業時間 17 時 00 分、休憩時間 45 分とします。
- ③ 変形期間の起算日は、毎月一日とします。

【休日・休暇】

① 5月～11月

- (1) 月曜日及び4週間を通じ、4日の割合で勤務を要しない日に指定された日。
ただし、月曜日が国民の祝日に関する場合は翌日。
- (2) 業務上やむを得ない事情がある場合又は本人から申し出があった場合は、あらかじめ上記の休日を振り替えること、又は、上記の休日に勤務を命じることができるとします。

② 4月、12月～3月

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 30 日から翌年の 1 月 7 日までの間
- (4) 業務上やむを得ない事情がある場合又は本人から申し出があった場合は、あらかじめ上記の休日を振り替えること、又は、上記の休日に勤務を命じることができるとします。

③ 年次有給休暇 1 年度目 10 日（4 月採用の場合）、2 年度目 11 日、3 年度目 12 日、4 年度目 14 日（前年度分残のみ繰り越し有）

④ 特別有給休暇 服喪の休暇、夏季休暇、結婚休暇など

【雇用形態・期間】

- ① 三笠市会計年度任用職員
- ② 採用時期は、相談のうえ決定します。
- ③ 年度毎の任用とし、更新は採用日から最大3年間とします。
- ④ 任用期間満了前に退職する場合、30 日前までに申し出てください。
- ⑤ 隊員としてふさわしくない行為があった場合は任用を取り消すこととします。

【給与・賃金等】

- ① 月額 196,600 円（報酬 166,600 円、自家用車借上料 30,000 円）
※家賃や入居に係る費用（敷金・礼金・仲介手数料）については、市が負担します。
※自家用車借上料 30,000 円その他、活動に係るガソリン代は市で負担します。
- ② 月末締当月 21 日払い
- ③ 勤務を要する時間に勤務しなかった場合、三笠市職員給与条例第 72 条の例により算出した勤務 1 時間当たりの給料を当月又は翌月の給与月額から減額して支給

することとします。

【諸手当】

- ① 6月及び12月に期末手当を支給。各月報酬額の1.3月分(216,580円)とします。
※採用日により最初の支給額は異なります。
- ② 正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、予算の範囲内で時間外勤務手当を支給します。

【待遇・福利厚生等】

- ① 社会保険等(健康保険、厚生年金、雇用保険)に加入
- ② 三笠市が指定した住宅に居住した場合、市が賃借人となり、敷金・礼金・賃貸に係る費用を市が全額負担します。
※生活に必要な備品・用品、光熱水費及び火災保険(家財保険)などは個人負担とします。
※市内民間アパートの空き室に入居となります。物件は空き状況により異なります。
- ③ 活動に必要な車両については隊員本人が用意するものとします。
※隊員の保持する自家用車について、市は月額30,000円を限度として負担します。
※活動に車両を使用した分の燃料費については市が負担します。
- ④ 旅費(交通費)は、三笠市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき予算の範囲内で支給します。(市外宿泊11,000円、交通費交通機関実費計算等)
- ⑤ パソコン、携帯電話の他、作業服など活動に必要と判断する物品は予算の範囲内で市が用意します。

【選考の流れ】

1 応募方法

応募用紙(履歴書)をホームページからダウンロードし、必要事項を記載・写真を貼付のうえメールまたは郵送いずれかで提出してください。

※メール提出の場合でも、履歴書には必ず写真を添付してください。

※メール提出の場合、宛先は下記【提出・問合せ先】のメールアドレスに、件名を「三笠市地域おこし協力隊履歴書提出」として送信してください。

※採用者が決定次第、募集終了となりますのでお早めに応募願います。

2 選考方法

① 第一次選考

応募書類受理後、書類選考を行い、その結果を2週間以内にメールで通知します。

② 第二次選考

第一次選考の合格者を対象に三笠市役所において面接を行います。

※面接日程などの詳細は、第一合格者のみに通知します。

※面接のために必要となる交通費等は自己負担となります。

※メールにて履歴書を送付された方は、面接当日に印鑑を持参願います。

③ 選考結果

第二次選考の結果は対象者に通知します。

【提出・問合せ先】

〒068-2192 北海道三笠市幸町2番地

三笠市役所 政策推進課定住対策係

電話 01267-2-3182 (ダイヤルイン)

E-mail:teijyuuk@city.mikasa.hokkaido.jp